

「研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書」 6 頁の
「重要技術領域リスト」について

「特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に関する基本方針」（令和 4 年 9 月 30 日閣議決定）が令和 8 年 9 月 11 日に一部変更され、「経済安全保障上の重要技術領域」が定められたところです。

ついては、「研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書」の 6 頁に記載する「重要技術領域リスト」は、同日以降、28 頁の別紙 1 ではなく、「経済安全保障上の重要技術領域」をいうものとします。

※「特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に関する基本方針」

（令和 4 年 9 月 30 日閣議決定 令和 8 年 9 月 11 日一部変更） 6 頁から 7 頁にかけて「経済安全保障上の重要技術領域」記載。

https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/doc/kihonshishin3.pdf（確認日：2026/9/28）